

令和 5 年

第 1 回 三川町議会臨時会会議録

令和 5 年 2 月 27 日 開 会

令和 5 年 2 月 27 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

2 月 2 7 日 (月)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
全国町村議会議長会等の表彰報告	3
議第 1 号 令和 4 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分の承認について	5
議第 2 号 令和 4 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の承認について	5
議長辞職について	1 0
選挙第 1 号 議長の選挙について	1 0
議席の変更について	1 2
会議録署名議員の追加指名について	1 2
選挙第 2 号 庄内広域行政組合議会議員の選挙について	1 3
発議第 1 号 常任委員会委員の選任について	1 3
発議第 2 号 議会運営委員会委員の選任について	1 4

令和5年第1回三川町議会臨時会会議録

1. 令和5年2月27日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒 田 浩 議 会 事 務 局 長 飯 鉢 凜 書 記
遠 渡 蓮 書 記

- 議長（佐藤栄市議員） ただいまから、令和5年第1回三川町議会臨時会を開会します。
(午前 9時30分)
- 議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 議長（佐藤栄市議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。
- 議長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。
- 8番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る2月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。
本臨時会には、町長提出として専決処分の承認2件、議長提出として発議2件、その他に諸般報告2件が予定されており、会期については、審議の状況等を考慮し、本日1日間と決定を見たものであります。
なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。
- 議長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
全国町村議会議長会等の表彰の件について報告を求めます。9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員） 全国町村議会議長会等の表彰報告。去る2月8日に全国町村議会議長会の第74回定期総会が開催され、議員として27年以上の在職議員に対する自治功労表彰を成田光雄議員が受賞されました。さらに、2月13日には山形県町村議会議長会第74回定期総会が開催され、議員として23年以上の在職議員に対する自治功労表彰を佐藤栄市議員が受賞されました。
この度の荣誉ある表彰を受けられましたお二人には衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも三川町の振興と発展、町民の福利増進のため、一層のご活躍をご期待申し上げます。
以上、三川町議会運営規程第147条の規定により、表彰に関する報告といたします。
- 議長（佐藤栄市議員） ただいま報告のありましたことについて表彰状を授与いたします。成田光雄議員、前にお進み願います。
表彰状。
山形県三川町 成田光雄殿。
あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くさ

れた功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲 正。

おめでとうございます。

次に副議長より表彰状の伝達を行います。

○9 番（町野昌弘議員） 表彰状。

山形県三川町 佐藤栄市殿。

あなたは町村議会議員として23年以上の永きにわたり地方自治の確立、地域の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であります。これによりこれを表彰します。

令和5年2月13日。

山形県町村議会議長会会長 八楸 太。

おめでとうございます。

○議長（佐藤栄市議員） ここで、阿部町長より6期目の就任にあたり挨拶を行いたい旨の申し出がありましたので、議会運営規程第21条の規定によりこれを許可します。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） おはようございます。先月29日に執行されました町長選挙において、再度町政の重責を担わせていただくことになりました。町民各位をはじめ、多くの関係者の今までのご指導またご支援ご協力に改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

先程は、佐藤議長より祝意ということで温かいお言葉をいただきましたが、これは今までも議会との様々な繋がりの中で、議会からの祝意というようなことで受けとめさせていただきました。改めて議員各位にも心から深く感謝を申し上げる次第であります。

3年前の新型コロナウイルスの感染拡大によって、国内におけるウイルスの感染防止対策、また景気の低迷、そして地域の経済の再生というようなことで、国内の情勢が社会情勢、経済情勢においても大きく変化をいたしました。この過程の中においては、新しい生活様式というようなことで、国民が新型コロナウイルスとともに生活を送るという中においては地域コミュニティの様々な繋がり希薄化、そして地域の行事等をはじめとする人と人の触れ合いの機会が大幅な制約を強いられることになったところでもあります。こうした中、国、県、そして本町においても町民生活の安定のための様々な施策を講じてまいりましたが、これからはいよいよポストコロナというようなことで、三川町が新型コロナウイルスの感染拡大前の状況にいかに平常化をするかということが新たな任期における最重要課題として捉えたところでもあります。

このような中、第6期目がスタートをいたしましたところではありますが、まさに町民生活とこの地域経済の回復。これには多くの課題にいかに適切に対応するかということが行政としての非常に大きな任務でもあるわけであります。このような中、私は今期における諸課題については、何といたってもこの少子化、とりわけ現岸田政権においても少子化というのは、まさに他の業種においても影響が非常に大きなものがあるというようなことから、国もようやく異次元の様々な施策を講じるというようなことで、現在も国会でも審議されようとしているとりわけ子育て支援、この子育て支援においては、若い世代の方々が結婚そして安心して子

どもを産み育てられるようなそれぞれの地域での環境整備、これが何ととっても本町も他の全国の市町村と同じような課題として捉えながら、やはり最優先として取り組まなければならない課題でもあります。

また、地域経済においてもようやく来月からはマスクの着用もそれぞれの判断でというようなことと、さらには5月にはインフルエンザと同じ5類に移行するというようなことからすれば、少しずつではありますが、平常に戻るようなこれからの社会情勢に変わろうというようになっているところでもありますので、そういう点を適切に捉えながら施策を展開していかなければならないと、このように思っているところであります。

また、本町も非常に恵まれたこの庄内の地域における地理的条件、とりわけ交通の要衝というようなことから、産業団地の更なる整備拡張、そして何よりも町内の産業がしっかりとした経済の回復に向けた取り組みを商工会等との様々な協力のもとに進めていかなければならないというように思っているところであります。そして何よりも本町の基幹産業である農業がこれから本町の生活、経済あらゆる面において影響の大きい産業としてのしっかりとした振興策を講じることが何よりも重要ではなかろうかと、このように思うところであります。

まだ課題も山積している中でありますし、議員各位からは今まで以上のご指導ご鞭撻を賜りますことを心からお願い申し上げ、そしてしっかりとした町政運営に邁進していくことを、この場で皆さんと様々な面でご協力をいただきたいということを改めて申し上げて就任にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りいたします。日程第4、議第1号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件及び日程第5、議第2号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件、以上2件を一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題とすることに決定しました。日程第4、議第1号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」の件及び日程第5、議第2号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第1号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認」及び議第2号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。初めに議第1号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464万3,000円を追加し、補正後の予算総額を56億2,331万2,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については企画費の追加補正、3款民生費については

社会福祉総務費及び児童福祉総務費の追加補正、6款農林水産業費については農村環境改善センター費の追加補正、10款教育費については文化交流館費及び体育施設費の追加補正であります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

次に議第2号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,947万4,000円を追加し、補正後の予算総額を56億4,278万6,000円といたすものであります。

まず歳出であります。8款土木費については除雪対策費の追加補正、10款教育費については子育て交流施設費の追加補正であります。

次に歳入であります。11款地方交付税に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員）これから質疑を行います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）私から今一括上程されました二つに渡って確認の意味で質問させていただきますが、まず最初に補正予算第8号、専決第1号の案件についての内容確認なんですけれども、この補正予算のほとんどの内容については去る2月1日、議会定例懇談会におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この活用に関する専決処分というように確認したいところなんです。いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員）高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長）ご質問にありましたとおり、先の懇談会で説明させていただきましたが、今年度の臨時交付金の決算等を見込む中での対応、専決処分ということになります。

○議長（佐藤栄市議員）6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）その上で様々と確認させていただきますが、確か2月1日の説明の際には国から交付される1億6,800万円近くの交付金を十分活用したいというような趣旨から長年の懸案であったそれぞれの施設のトイレ改修、新型コロナウイルス対策と称してトイレ改修を行うという説明があったと認識しております。

こういった事前に専決処分に関しての議会に対する説明ということについては、議員諸兄も高く評価していることでして、今後もそういった姿勢はぜひ継続していただきたいという願いは別として、その説明の際にも少し指摘させていただいたんですが、すでに地方創生臨時交付金の充当先として、当初予算の中でも指摘しました修学旅行取消料補助金、小中学校に関しては約360万円近くのこの臨時交付金については、不用額としてすでに確定していると。また、さらには小売店業者振興支援事業委託料についても、高額の予算化になっていますが、一部不用額が発生する見込みであるというようなことからすれば、今回提案になりましたこの財源構成については、一般財源である普通交付税のみで財源充当しておりますけれども、もともとが地方創生臨時交付金というのは、国庫補助金として、いわゆる特定財源、国から補助事業として認める内容に対して財源充当してもいいということで、国から交付さ

れる交付金でありまして、税収と同等の地方交付税とは全く性質の異なる予算というように認識している中で、今回全くこの地方創生臨時交付金を財源として不用額が確定している350万、最低でも350万円の特定期間として国庫支出金のところに乗るべき数字を乗せずにすべて普通交付税の一般財源のみで処理したということについては、何らかの先進事例とか、あるいは県からの指導許可を受けた上でのこういった専決処分、補正予算ということでもとめたものか、その点確認したいと思います。いかがでしょう。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まずもって今回議第1号の専決処分におけます臨時交付金の対象となる事業と申しますか、そういった予算を計上する上での国や県からの指導等については仰いではおりません。

まず初めにご質問のありましたとおり、臨時交付金これを満額と申しますか通知のあった決定された額を十分に、それを活用するということの中で、今後の不用額を急遽精査いたしたところではあります。ご質問にありましたとおり、すでに事業を実施されました修学旅行、小中学校の修学旅行のキャンセルにつきましては、実際には旅行に行っておりますので、その時点で不用額は確定しておいたわけではありますが、もう1点ありました中小企業等については、まだ1月の段階では2月の終了ということで、その額についてはまだ変動があるというように見込んでおりました。

そうしたことから対象事業となる総額に対して確定しているものが修学旅行のキャンセルの部分ということで、非常にそれを満たすまでの不用額として充当するだけの事業費になっておらなかったこと、そういったことから、この専決においては充当する部分を一部を臨時交付金、一部を一般財源と申しますかそういう形ではなく、まず決算ベースでの段階では臨時交付金すべて充当したものについては明らかにいたしますが、この時点の専決においてはまずもって一般財源を充当し、追っての精査ということで考えたところでありました。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 先程来指摘しておりますとおり、不用額が確定しているもので、確かに1,043万円を満額充当はできないというのは当然の話でありますけれども、あくまでも予算ですから、今現在流用できる充当できる不用額については分散した形で計上する。あるいはそれにプラスして推測できる範囲で計上するというのが本来の形であって、不足額については普通交付税等を使っての一般財源で補いながら、全額の1,043万円を構成するという手法をなぜとらなかったのかということが非常に不透明に感ずるところです。

同じような話で、やはり今日提出になりました議第2号になりますけれども、専決処分した第9号の補正予算、これについても全額普通交付税を活用して除雪対策委託料を賄うということになっていますが、ちょうど比較対象にするにはもってこいというか、分かりやすい資料になったわけですが、このように助成対策費に関しては激甚災害というようなことで認められれば、国の方から後で国庫補助金として交付なってくる。最低でも特別地方交付税という同じ地方交付税の中でも、普通交付税とは異なる特別地方交付税というもので、ある程度の財源補てんがなってくる。

それが全く推測がつかないということであれば、この補正予算第9号のとおり全額普通交付税で賄って歳出項目を充当するというような手法をとることは当然の話なんです、もう不用財源がはっきり分かっているという中で地方創生臨時交付金という国庫補助金に関しての補正予算については、極めて不適切な予算執行、専決処分ではないかというように感じるところですけれども、こういった問題点について副町長に伺いますけれども、専決処分とは議会権限に属する事項、つまり、補正予算案など重要な案件について町長が議会に代わって意思決定を行うことであり、議会が議決したのと全く同じ効果を発生するがゆえに、議会としては慎重な運用を真剣に見守らなければならないとありまして、議会としてその内容を十分検討することが必要であり、毅然とした態度で不承認云々ということがこの我々議員のバイブルであります議員必携に明記されております。

つまり、専決処分については、厳密厳格な内容対応で進めるべきというように認識していただきますけれども、十分こういった行政運営に関しては、副町長の立場で認識しながら、これを許可する決裁をしたと思いますが、どういう所見でこれをよしとして認めたものか考え方を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 今回の専決処分についての私の立場としての考え方ですが、質問にありましたとおり、専決処分については議会の議決を経ることなく事前に執行するという観点から、その対応については厳密に厳格に対応しているところであります。また、その理由といたしましては、行政運営に支障を来す場合に限るものでありまして、今回の専決処分についても、それに合致するという判断から、この執行方法についてはよしとしたところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4回目です。どうしてもしなければならない質問ですか。

○6番（鈴木淳士議員） 最後にしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今副町長からもご答弁いただいたとおり、専決処分というのは非常に重いものでありまして、決して簡単な形で執行することのないようにという観点からして、今回の補正予算の専決処分については、いささか不適切な部分があったと指摘せざるを得ないというように考えておりますので、ぜひ今後の正当なる対応、厳粛なる対応を求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 他にありますか。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 1点お伺いいたします。専決第2号の子育て交流施設におけます修繕料の内容と要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回計上させていただきました子育て交流施設の修繕料の内容でございますが、2月の始めにテオトルの中にあります子育て支援センターのトイレが詰まりまして、その排水管側の方から水が逆流してくるというような事象が起きました。その際に原因を探ったところ、排水管の方に普通であれば、トイレにしっかりと流れるトイレッ

トペーパー等を流すわけですが、別のものが排水管の中に詰まりまして、水が流れなくなったという事象が起こったところです。その原因を探ったところ、排水管の断裂といえますか折損が分かりまして、その工事に今回修繕料として予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） テオトルに至りましては竣工間もないわけでありますが、これまでも修繕というような工事が行われてまいりました。時間が経っていないということから、材料の材質、また施工方法等に問題はなかったのか疑念を感じるころではありますけれども、よく言われます瑕疵担保責任についてはどのような取り決めになっておられるか。また今後もそういった事象は起こり得ることも考えられるわけでありますが、保険的なものはないのかどうか、考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回の工事につきまして、もともとのテオトルを施工した際の部分になるのかなというように思いますが、工事に関しましては造成から建物の建築までしっかりと設計に則った形での工事が適切に行われていたものというように認識をしており、その完了にあたっての検査も当然実施をしてきたところでございます。

瑕疵担保責任というお話がございましたが、工事におきましてその工事の契約の不適合というような内容につきまして本町の建設工事の約款の中に、その責任期間については、工事完了からの2年間というように明記になっているところでございます。また、設備、機器本体等につきましては、1年間というように契約不適合に際しての責任期間が設けられておまして、現在、テオトルが完成をしてから、2年はすでに経過をしているということから、この契約不適に係りましての責任期間は適用にならないというようになっております。

また、保険につきましてですが、町といたしまして、建物に関しての町村会の保険に入っております。ただ、その建物の保険に関しましては対象となるのが火災でありますとか、落雷さらには土砂災害とか雪害、風水害といったようなそういった災害に対しての保険でございまして、一般的な自然な消耗、劣化そういった形での建物の工事等に関しましては、共済等の保険等は適用にならないというように認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 他にありますか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから採決します。専決処分2件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。最初に議第1号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第8号）の

専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第1号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に議第2号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第2号「令和4年度三川町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。(午前10時08分)

○9番(町野昌弘議員) 再開します。(午前10時30分)

ただいま、議長、佐藤栄市議員から議長の辞職願が提出されました。よって、議長に代わり副議長が議事を進めることといたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○9番(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、「議長辞職」の件を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定しました。

○9番(町野昌弘議員) 追加日程第1、「議長辞職」の件を議題とします。事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長(黒田 浩議会事務局長) 辞職願。この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。令和5年2月27日。三川町議会副議長、町野昌弘殿。三川町議会議長、佐藤栄市。

○9番(町野昌弘議員) お諮りします。佐藤栄市議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○9番(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、佐藤栄市議員の議長の辞職を許可することに決定しました。佐藤栄市議員の入場を許可します。

○9番(町野昌弘議員) ただいま議長が欠けました。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○9番(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

○9番(町野昌弘議員) 追加日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦による方法があ

りますが、三川町議会運営規定に基づき、投票による方法で選挙したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 9 番(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、投票による選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 9 番(町野昌弘議員) ただいまの出席議員数は10名であります。
次に、開票立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

- 9 番(町野昌弘議員) 念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙の氏名欄に被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

- 9 番(町野昌弘議員) 配付漏れなしと認めます。
職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

- 9 番(町野昌弘議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

- 9 番(町野昌弘議員) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点呼により、順次投票)

- 9 番(町野昌弘議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

- 9 番(町野昌弘議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

- 9 番(町野昌弘議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは、投票者総数と一致しております。

うち、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち、志田徳久議員8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法 118 条第 1 項の規定により 3 票であります。
よって志田徳久議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

- 9 番 (町野昌弘議員) ただいま議長に当選されました志田徳久議員が議長におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項並びに議会運営規程第 5 3 条の規定により、書面によって告知いたします。

志田徳久議員、登壇願います。

これより、当選告知書を付与いたします。

(当選告知書付与)

- 9 番 (町野昌弘議員) これより議長就任のご挨拶をお願いします。登壇願います。
○ 議 長 (志田徳久議員) ただいま議長に選出されました志田徳久であります。議会はよく町と車の両輪と言われておりますが、町長も議員も二元代表制により住民の選挙により選ばれ、その任にあたりております。議会は町に対して抑制そして均衡を図りながら進めていかなければならないと思っております。国の主権者である住民の福祉向上を思う思いは同じであります。

議長は議会の主宰者として、つまり、中心的な仕事を行い、そして議会を代表しての務めもあります。私は議員活動の経験を生かしながらその任にあたりたいと思っております。町当局、議員諸兄の叱咤激励をいただきながらその職責を担いたいと思っておりますので、皆さまの協力のほどよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。

- 9 番 (町野昌弘議員) 議長が決まりましたので降壇させていただきます。

志田議長、議長席にお着き願います。

- 議 長 (志田徳久議員) お諮りします。ただいまの議長選に伴い、「議席の変更」の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 (志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって「議席の変更」の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

- 議 長 (志田徳久議員) 追加日程第 3、「議席の変更」を行います。

三川町議会運営規定第 9 条第 2 項の規定により議長は最終番を指定することになっております。そのため、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、志田徳久議員の議席を 10 番に、佐藤栄市議員の議席を 2 番に変更します。

議席を休憩中に交代してください。

暫時休憩します。

(午前 10 時 48 分)

- 議 長 (志田徳久議員) 再開します。

(午前 11 時 10 分)

お諮りします。ただいまの議長の選挙に伴い、「会議録署名議員の追加指名」の件を日程に追加し、追加日程第 4 として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、「会議録署名議員の追加指名」の件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(志田徳久議員) 追加日程第4、「会議録署名議員の追加指名」を行います。先程、本臨時会の会議録署名議員に私が指名されましたが、議長に選任されたため本日の会議録署名議員として、3番 小林茂吉議員を追加指名いたします。

○議長(志田徳久議員) お諮りします。次に佐藤栄市議員から庄内広域行政組合議会議員の辞職願が同組合議会議長宛に提出され、本町議会選出の同組合議会議員が欠員となったことから、同組合同規約第8条の規定により、「庄内広域行政組合議会議員の選挙」の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。よって「庄内広域行政組合議会議員の選挙」の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(志田徳久議員) 追加日程第5、選挙第2号「庄内広域行政組合議会議員の選挙」を行います。同組合議会の議員は同組合同規約第6条の規定により、組合市町の議会において当該議会議員のうちから選挙することになっております。なお、本議会議員の中から選挙する議員定数は同規約第5条の規定により1名であります。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。庄内広域行政組合議会議員に志田徳久議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました志田徳久議員を庄内広域行政組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。よってただいま議長において指名しました志田徳久議員が庄内広域行政組合議会議員に当選しましたのでこの旨告知します。

○議長(志田徳久議員) 日程第6、発議第1号「常任委員会委員の選任」の件を議題とします。

常任委員会委員の選任については委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件に関しては、全員協議会において話し合いのとおり、総務文教常任委員会並びに産業建設厚生常任委員会に、議員全員10名を、広報常任委員会に小野寺正樹議員、佐久間千佳議員、砂田 茂議員、鈴木淳士議員、鈴木重行議員、町野昌弘議員、以上6名をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました議員を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただきます。その結果について議長宛に報告願います。

暫時休憩します。(午前11時16分)

○議長(志田徳久議員) 再開します。(午前11時16分)

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長に鈴木淳士議員、同副委員長に小野寺正樹議員。

産業建設厚生常任委員会委員長に鈴木重行議員、同副委員長に砂田 茂議員。

広報常任委員会委員長に佐久間千佳議員、同副委員長に町野昌弘議員。

以上のとおりであります。

○議長(志田徳久議員) 次に、日程第7、発議第2号「議会運営委員会委員の選任」の件を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっており、この件について全員協議会において話し合いのとおり、佐藤栄市議員、小林茂吉議員、鈴木淳士議員、鈴木重行議員、佐久間千佳議員、以上5名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名した議員を、議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の方々は、委員会条例第8条の規定により、次の休憩中に委員会を開き、同条例第7条第2項の規定により、正副委員長の互選を行っていただきます。その結果について、議長宛に報告願います。

暫時休憩します。(午前11時19分)

○議長(志田徳久議員) 再開いたします。(午前11時19分)

ただいま議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので報告します。議会運営委員会委員長に佐藤栄市議員、同副委員長に小林茂吉議員、以上のとおりであります。

○議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、令和5年第1回三川町議会臨時会を閉会します。

（午前11時19分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和5年2月27日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 3番